平成２４年（フ）第４７９号
大阪市西成区花園北１丁目３番３号　大隅白ゆり荘205号
債務者　池見　千里
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２号
大阪府豊中市走井２丁目２番３号
債務者　堀内　愼吾
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９６号
大阪市淀川区木川東４丁目９番27―707号
債務者　森田　健一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１１号
大阪府池田市井口堂２丁目８番８号　グリーンハイツ29号、前住所大阪府池田市石橋２丁目２番３号
債務者　久保　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２５号
大阪府守口市東光町３丁目６番３号
債務者　定久　睦美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３５号
大阪府寝屋川市清水町９番12号
債務者　有川　公治
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６号
大阪府寝屋川市高柳５丁目９番２号
債務者　岸澤　良男
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番６―1206号
債務者　大條　弘子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６４号
大阪市淀川区東三国２丁目９番18―602号
債務者　佐藤　嘉子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６５号
大阪市住之江区東加賀屋３丁目７番８号
債務者　稲垣　美雪
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２号
大阪府豊中市小曽根５丁目７番５号
債務者　松田美恵こと　金　　美恵
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７４号
大阪市天王寺区石ヶ辻町12番37号　シャトー川田303
債務者　江越　忠志
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６号
大阪府門真市石原町24番31号　ハイツ高橋203号、前住所大阪府門真市大倉町31番17号
債務者　岡本　　唯
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目22番28号　チヨハイツ201号
債務者　鳥越　博文
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０８号
北海道苫小牧市柏木町２丁目16番22号　ＶＩＶＡ柏木101号
債務者　古川　勇樹
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１７号
北海道苫小牧市青雲町３丁目８番15号　ハイツまるいＮＯ97―101号
債務者　片川　愛子（旧姓津野）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２６号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目13番地の４ソフトウィンド203、従前の住所宮城県大崎市岩出山南沢字中里55番地１
債務者　佐々木朋子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係